

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第5号  
令和8年1月27日

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が期日前投票を行うことができる期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定します。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

期日前投票所開設場所	所在地
広島市安佐南区役所 1階 第2会議室	広島市安佐南区古市一丁目33番14号